

預金商品の概要 [定期積金]

平成24年8月1日現在

1. 商品名 (愛称)	定期積金 (スーパー積金)
2. 販売対象	法人・個人
3. 期間	6ヵ月以上5年以下
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	定期または数回にわたり掛金の払込みができます。 1、000円以上 1、000円単位
5. 払戻方法	満期日以後に一括して支払います。
6. 利息 (給付補填金) (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 税金	固定金利 新規契約時の店頭表示の利率[年利回り]を満期日まで適用します。 給付補てん金は満期日以後に一括して支払います。 給付補てん金は付利単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。 個人の給付補てん金には20%の税金(国税15%、地方税5%)がかかります。(マル優は利用できません) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間にお受取りになる給付補てん金には「復興特別所得税」が課税されますので、税率はこれを付加した20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります。 法人は総合課税となります。
7. 手数料	
8. 付加できる特約事項	
9. 中途解約時の取扱い	解約日現在の掛金残高積数に同日の普通預金利率を乗じて計算した利息とともに支払います。
10. 金利情報の入手方法	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
11. その他参考となる事項	払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。ただし、満期日を繰延べない場合には、当初契約時の店頭表示の年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延損害金を徴求します。 また払込みが月平均で4日以上早く行われた場合には、当初契約時の店頭表示の年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による先払割引金を付与します。 満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合に

	は、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます)
--	---